平成２６年（フ）第１２１５号
横浜市南区大岡４丁目26番19号　依田方
債務者　寄金　佳一
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月19日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４０６号
横浜市神奈川区西寺尾４丁目31番７号　駒形エクセルＩ501号
債務者　村山　悦也
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５１１号
横浜市保土ケ谷区上菅田町951番地　笹山団地54棟401号
債務者　根本　恭子
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５１２号
神奈川県大和市福田１丁目20番地１　桜ケ丘ハウス202
債務者　川上　　明
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月19日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５１６号
横浜市港南区笹下６丁目９番４―201号
債務者　近藤　一平
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２６年（フ）第１２０号
札幌市豊平区月寒東２条８丁目４番５号メゾンアストラル月寒東203号、申立時の住所釧路市阿寒町阿寒湖温泉５丁目３番５―302号
破産者　坪田　　哲
1　主文　当裁判所が平成26年９月３日午後５時になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「釧路市阿寒町阿寒湖温泉５丁目３番５―302号」とあるのを「札幌市豊平区月寒東２条８丁目４番５号メゾンアストラル月寒東203号、申立時の住所釧路市阿寒町阿寒湖温泉５丁目３番５―302号」と更正する。
2　決定年月日　平成26年９月22日
釧路地方裁判所民事部

破産手続終結

平成２５年（フ）第６１４号
栃木県宇都宮市泉が丘４丁目４番４号　今泉市営住宅４号棟23号
破産者　星奈　秀光
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５８５号
横浜市中区太田町１丁目10番　ＮＧＳ太田町ビル５階、商業登記簿上の本店所在地福岡県太宰府市国分５丁目21番31号
破産者　ワンズプラン株式会社
1　決定年月日　平成26年９月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７１２号
横浜市中区花咲町１丁目９番地
破産者　有限会社吉原豆腐製造所
1　決定年月日　平成26年９月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３１号
新潟県長岡市片田町605番地１
破産者　日章工機株式会社
1　決定年月日　平成26年９月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２３１６号
札幌市北区新琴似１条１丁目５番19号　桑田マンション305号
破産者　加藤　定夫
1　決定年月日　平成26年９月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３２８号
埼玉県朝霞市田島２丁目11番12号、旧住所さいたま市中央区八王子３丁目21番19号
破産者　熊谷　達晃
1　決定年月日　平成26年９月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１０号
新潟県上越市新光町３丁目10番31号　特別養護老人ホーム新光園
破産者　藤縄　敬二
1　決定年月日　平成26年９月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第７３号
長野県下高井郡野沢温泉村大字豊郷8955番地
破産者　河野希佐子
1　決定年月日　平成26年９月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３９３号
静岡県焼津市五ケ堀之内683番地の１　ハートハイツＡ101、開始決定時の住所静岡県焼津市五ケ堀之内728番地の２
破産者　山口三重子
1　決定年月日　平成26年９月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１４号
鳥取県鳥取市富安282番地１、開始決定時の住所鳥取県鳥取市若葉台南３丁目13番17号
破産者　中林興太郎
1　決定年月日　平成26年９月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部